

各関係機関の長 様
病虫害防除推進員 様

滋賀県病虫害防除所長

病虫害発生予察情報（特殊報第1号・雑草）について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和8年度 病虫害発生予察特殊報第1号（雑草）

令和8年(2026年)9月18日
滋 賀 県

1. 対象雑草名 カロライナツユクサ *Commelina caroliniana* Walter

2. 発生作物 大豆（水田転換畑）、水田けい畔

3. 発生地域 東近江市

4. 発生概況

- （1）確認経過：令和8年8月下旬、東近江市の水田けい畔において、カロライナツユクサと疑われる雑草が発見された。国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）に同定依頼したところ、形態的特徴から、本県では未発生のカロライナツユクサであることが確認された。
- （2）国内の発生状況：本種はインドやバングラデッシュ原産の外来植物であり、2010年に九州北部で初めて発生が確認され、2012年にカロライナツユクサの和名がつけられた。九州北部では当時より大豆畑でのまん延が確認されており、その後、東海、関東地域でも定着が確認されている。

5. 生態・形態および被害

- （1）ツユクサ科ツユクサ属の一年生雑草である。葉の形状は、ツユクサに比べやや細長い。花は薄い青色の花弁が3枚、ツユクサは3枚の花弁のうち上2枚が濃い青色のため、開花期の判別は容易である。また、花を包む苞が細長く先が伸びる点も特徴である。
- （2）気温20℃以上で出芽するため、九州では6～9月に多く発生する。九州北部等、これまでに発生が確認されている他県では、主に大豆栽培ほ場やけい畔で確認されており、大豆作では、ほ場内でのまん延により収穫困難となる場合もある。

6. 防除対策

- （1）トラクターやコンバイン等の機械作業、あるいは水系で種子が移動し拡散する可能性がある。侵入初期は、ほ場の出入り口やけい畔際等で発生がみられ、水田輪作地帯では地域全体に急速に拡散することが懸念されるため、発生が少ない場合であっても見つけたらすぐに防除する。
- （2）他のツユクサ類と同様に、茎の節から根を出す性質があるため、ほ場内で抜き取った個体をけい畔などに放置しておくとし節から発根して活着するため、ほ場から持ち出し適切に処分する。

- (3) 大豆ほ場では、本種の3葉期までにベンタゾンナトリウム塩液剤などの茎葉処理剤や中耕培土を行う体系が有効である。また、水田けい畔で発生している場合は、開花前にグルホシネート液剤で処理しほ場への侵入を防止する。除草剤の使用にあたっては、ラベルを確認し、農薬使用基準（使用時期・使用回数等）を遵守する。以上、詳細は下記7.（1）大豆における難防除雑草の防除（農研機構）を参照する。

7. 参考

- (1) 大豆における難防除雑草の防除（農研機構）

https://www.naro.go.jp/project/research_activities/laboratory/carc/139073.html

- (2) 警戒すべき雑草「カロライナツユクサ」（大分県）

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15084/commelina-caroliniana-walter.html>

- (3) 日本未記録種 *Commelina caroliniana* Walter カロライナツユクサ（新和名）の報告.
わたしたちの自然 120号



写真1 カロライナツユクサの花



写真2 左：カロライナツユクサ 右：ツユクサ

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所
TEL:0748-46-4926・6160 FAX:0748-46-5559
Email:gc70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。
また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

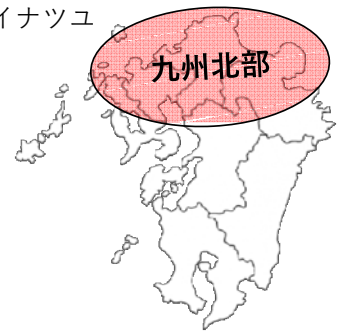
2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。
農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

4. カロライナツユクサ



←警戒雑草情報パンフ
レット（カロライナツユ
クサ）はこちら

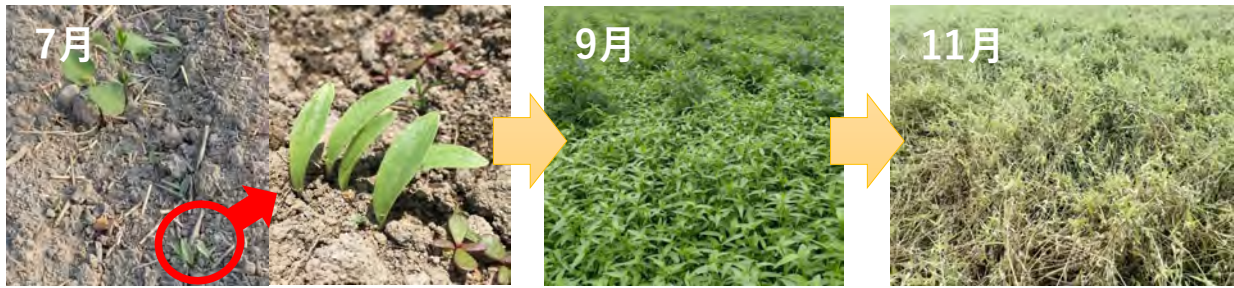
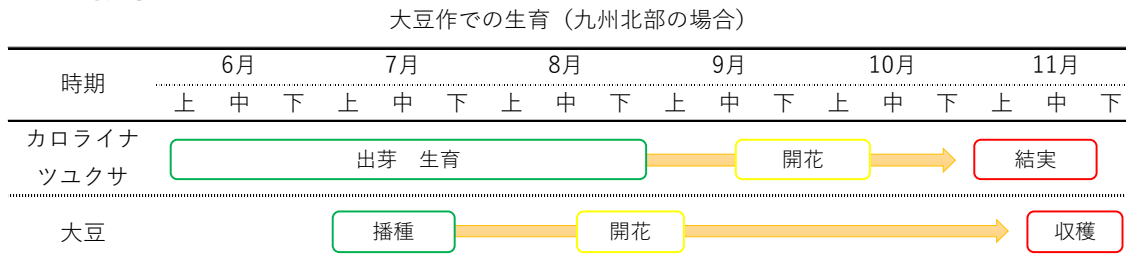


<発生地域>

インドやバングラデシュ原産の一年生雑草で、大豆作では主に九州北部で問題となっています（図27）。しかし、関東でも旺盛に生育することが確認されているため、他地域への侵入・分布拡大が危惧されています。

<生態と被害>

図27 カロライナツユクサの発生地域



大豆の播種後に出芽し、茎が大豆に寄りかかりながら生育します。多発ほ場では11月には大豆を完全に覆ってしまい、機械収穫が不可能な状態になります。

<在来のツユクサとの識別のポイント>

カロライナツユクサは在来のツユクサとよく似ていますが、有効な薬剤や防除の方法が異なります。以下のポイントを参考に識別し、防除を行います。

① 出芽時期

ツユクサの出芽時期は4～6月ですが、カロライナツユクサは気温20℃以上で発芽するため、九州では6～9月に多く出芽します。そのため、7月以降に播種する大豆畑で生育しているツユクサはカロライナツユクサの可能性が高いです。

② 花の形と開花期

葉の形は似ていますが、ツユクサよりやや細長く、花はカロライナツユクサが薄い青色の花弁が3枚、ツユクサは濃い青色の花弁が2枚のため判別は容易です（図28）。また、カロライナツユクサの開花期は主に9月下旬ごろです。

③ 種子の形状

カロライナツユクサの種子はツユクサに比べ平滑な形状をしています（図28）。



図28 ツユクサ類の花と種子の比較
左：カロライナツユクサ 右：ツユクサ
種子はいずれも長径3～4mm程度

<実証防除体系（九州北部・7月中旬播種・条間75cm）>

除草剤は使用上の注意をよく読んで、登録内容に従って使用して下さい。

時期	大豆 (フクユタカ)	カロライナ ツユクサ	実証体系 (ポイントとなる技術は赤字)	タイミング (目安)
7月 中	播種	出芽始	←播種後土壌処理型除草剤 ラクサー乳剤* (500-600ml/10a)	播種後大豆の出芽前
7月 下	2葉期	3葉期	←茎葉処理型除草剤（茎葉処理①、図29） 大豆バサグラン液剤** (150ml/10a)	播種後約2週間
8月 上	3葉期		←中耕培土1回	茎葉処理① の3日後～
8月 中		後発3葉期 発生ピーク終	←茎葉処理型除草剤（茎葉処理②、図29） アタックショット乳剤** (50ml/10a)	お盆前～盆明け
8月 下	開花期			

*カロライナツユクサには効果が劣りますが、一般的な雑草の防除には必要です。
**登録の範囲内で高濃度で使用します。



茎葉処理①

茎葉処理②

図29 茎葉処理時のカロライナツユクサと大豆の様子

<防除のポイント>

- ① 大豆バサグラン液剤、アタックショット乳剤は3葉期までのカロライナツユクサを枯殺できます。
- ② カロライナツユクサの出芽ピークは8月中旬までなので、その間、カロライナツユクサの3葉期ごとに薬剤で防除します。2つの薬剤の処理の間に中耕培土を行う体系防除が有効です。
- ③ ほ場周辺で発生しているカロライナツユクサは開花前にバスタ液剤やプリグロックスL液剤で防除し、ほ場への侵入を防止します。

<実証結果>

表5 現地大規模経営体における実証体系導入による雑草防除作業時間・コスト比較

内容	作業時間（時間/10a）			コスト（労務費+薬剤費・円/10a）		
	慣行防除	実証体系	比	慣行防除	実証体系	比
中耕培土	0.24	0.41	170%	363	618	170%
除草剤散布	0.71	0.69	97%	2,565	2,523	98%
手取り除草	1.02	0.24	23%	1,536	359	23%
合計	1.98	1.34	68%	4,464	3,500	78%

注1) 調査経営体の大豆作付は約12ha、時給は1,500円。

- 2) 慣行防除は中耕培土（作付面積の一部のみ）→大豆バサグラン液剤（大豆2葉期～開花前）→ラウンドアップマックスロード(落葉終期)
- 3) 実証体系は大豆バサグラン液剤（大豆2葉期）→中耕培土（1回）→アタックショット乳剤（大豆7～8葉期）

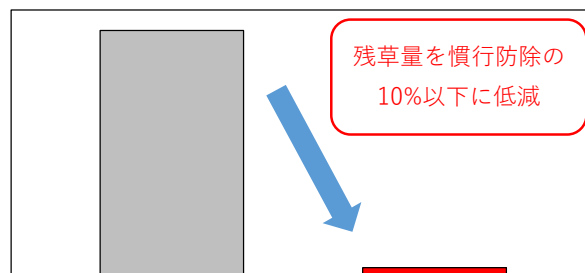


慣行防除



実証体系

図30 大豆成熟期のカロライナツユクサの残草の様子



慣行防除

実証体系

図31 大豆成熟期のカロライナツユクサの残草量

実証体系によりカロライナツユクサの残草量が慣行防除の10%以下に低減されたことで（図30、31）、手取り除草の作業時間が慣行防除の約20%に低減されました（表5）。